

(命令)

第19条 知事は、第17条の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 「施行規則」

(事務の委任)

第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。

(5) 条例第19条の規定により、勧告に従わない施設管理者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずること。

#### 【趣旨】

本条の規定は、施設管理者が、第9条第1項若しくは第2項<公共的施設における措置>、第11条<喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止>、第12条<喫煙器具又は設備の設置の禁止>、第13条第1項（第20条第3項）<未成年者の立入りの制限>又は第15条第1項<表示>の規定に違反するとして第17条の規定による勧告を受けたが、その勧告に従わない場合において、当該施設管理者に対し、勧告内容に基づく是正措置をとることを促すため、命令の処分ができることとしたものである。

#### 【解説】

本条の命令は、神奈川県行政手続条例第2条第1項第5号に定義する不利益処分（行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分）であるから、同条例第3章に規定する不利益処分の手続が適用されることとなる。

すなわち、本条の命令をしようとする場合には、同条例第28条の規定に基づき、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項（同条第1号）、不利益処分の原因となる事実（同条第2号）並びに弁明書の提出先及び提出期限（同条第3号）を記載した書面により、弁明の機会を付与する旨を施設管理者に通知し、当該施設管理者に意見陳述をさせた上で、同条例第14条の規定に基づき、不利益処分の理由を示した書面により、受動喫煙防止のための措置について、施設改善命令等を発することとなるのである。

なお、本条の命令に違反した場合には、罰則（5万円以下の過料）が適用される（第23条第1項第1号）。